

第一編
地方制度の沿革

第一編 地方制度の沿革

第一章 古代の地方制度

第一節 古代前期の地方制度

熊本県の地にも西暦紀元前数千年以前から人類が生活していたことは、県内各地に縄文式文化の遺跡や遺物を見ることから明らかであり、紀元前後に水田を中心とした農耕生活がはじまって、前時代よりも強大な集団が形成されたことは、弥生式文化遺物や住居跡また合口かめ棺群の発見などで実証できる。

四世紀頃になって、大和朝廷の全国統一が進んでくると、地方の有力な集団もその勢力下に隷属することになり、その長は朝廷から国造や県主に任ぜられた。

肥後の国はもと「火の国」であった。火の国の起源には二つの伝説がある。肥君の祖建緒祖の打猿・頸猿討伐にからんだ八代郡白髪山の火の伝説と、景行天皇征西にからまる不知火と「火の邑」伝説である。また国造についても伝説によると四人の国造がみられる。

崇神天皇代 建磐龍命の子速瓶玉命を阿蘇国造に任

火君健緒組

景行天皇代 吉備津彦命の子三井根子命を葦分(葦北)国造に任

成務天皇代 神魂命の一三世の孫建島松命を天草国造に任

これらの国造は、現在阿蘇地方、宇土半島頸部、八代地方、天草北部に壮大な前方後円墳を遺している豪族たちであろう。国造は地方行政上の地位は与えられているが、実質的には独立した地方の大豪族であって、その支配下には多くの地縁集団すなわち村が隷属していた。

肥後の屯倉と部民 屯倉は皇帝の直轄地である。安閑天皇二年(五三

五)火の国に春日部の屯倉が設置された。これは安閑天皇の皇妃春日山田皇女のもので、その地は現在の熊本市春日町と推定される。倭名抄には託麻郡にも三宅郷が記されている。これも屯倉に由来するものである。

部民は皇室や皇族の私有民である。肥後には次のものが置かれた。

① 葦北郡 敏達天皇十二年(五八三)に「火葦北国造刑部鞞部阿利欺等」の名がある。刑部であったものが、軍事担当の鞞部となつていく。日奉部は宗教的貢納に従事するものであり、家部は天智天皇のとき設置されたが、葦北ではともに宝亀三年(七七三)に見える。敏達天皇の池田宮に由来する池田部、清寧天皇時代におかれた真髪部(もと白髪部)、軍事担当の大伴部などもおかれていた。

② 益城郡 山林の仕事にあたる山部や、家部、大伴部、白髪部があった。

③ 飽田郡 前述の安閑天皇々妃による私部、軍事関係者の建部があり、のちには建部公を称した郡司も現れてくる。

④ 合志郡 壬生郡(乳部)は后妃の部民で、合志郡では持統天皇一〇年(六九六)に見られ、雄略天皇妃草香幡姫皇女にはじまった日下部は、貞観一八年(八七六)に合志郡に見られる。

——この項『城南町史』によるところが多い

第二節 律令政治と肥後

六四五年中大兄皇子と中臣鎌足を中心としたクーデターが成功して、蘇我氏が滅ぼされ、翌年改新の政治が断行された。改新の詔に示されたその方針は次の四点であった。

山合皮鞠 本志石智	玉杵名	六国史	九世紀まで						
	關宗	古事記 以下古書記	同						
益山城	山鹿本志	合志池	菊池	阿蘇	託麻	飽田	玉名	延喜式	九末
同(万志岐)	同(夜万加)	同(夜万毛止)	同(加波志)	同(久々知)	同(阿曾)	同(多久万)	同(安岐多)	倭名抄(訓)	一〇初
			菊地	同	託麻、託摩	同	同	拾芥抄	一三
			同	同	同	同	同	吾妻鏡等 古文書	一三
			同	同	託摩	同	同	寔永郷帳	一七前
			同	同	同	同	同	元禄国絵図	一七後
下益城	上益城	同	同	同	託磨	同	同	肥後国誌等	一八
同	同	同	同	同	託磨	同	同	郡区編制	一九
同	同	鹿本	菊池	同	託	飽田	同	新郡区編制	一九末

1、私地私民を廢し、公地公民とする。
 2、国造・県主を廢して全国を国・郡・里にわけ、国司・郡司・里長をおく。
 3、戸籍・計帳をつくり、班田収授の法を実施する。
 4、租・庸・調の税をおこなう。

この大方針は漸次実行に移され、皇子は即位して天智天皇となり、近江令を制定し、戸籍(庚午年籍)がつくられ、壬申の乱を経て、天武天皇によって、飛鳥浄御原律令が制定された。皇后持統天皇は藤原京を造営し、ついで文武天皇にいたって大宝元年(七〇二)に大宝律令が完成し、それが元正天皇の養老二年(七一八)部分修正されて養老律令となり、律令国家の基礎が定まった。

肥後の国郡 筑紫の国・火の国・大の国その他小国に分かれていた九

州が、筑紫国として統一され、その後肥後国その他に分割され、全国が四八か国三島となったのは持統天皇六年(六九二)より一〇年のころであると云われる。国は大上中下の四等に分けられ、肥後は上国であったのが、桓武天皇の延暦一四年(七九五)に大国となった。

令制による地方行政区画は、国・郡・里である。国の役人は国司で、中央から派遣され、その駐在する首都を国府、役所を国衙と称した。郡は管轄する里の数によって五等に分かれ、二〇——一六里を大郡、一五里——一二里を上郡、一一里——八里を中郡、七里——四里を下郡、三里——二里を小郡とした。

肥後国各郡の成立年代は判然としない。はじめ一三郡であったのが、清和天皇の貞観元年(八五九)合志郡の一部を割いて山本郡をたてた。次に請書に記された郡名一覧を掲げる。

郡名	日置郷	所在
郷名	玉名市西部岱明村（立願寺に正石野あり）	
郡名	為太郷	所在
郷名	三加和町？	
郡名	石津郷	所在
郷名	不明	
郡名	下託郷	所在
郷名	玉名市東北部、玉東村附近？	

(注) 寛永郷帳、元禄国絵図、肥後国誌のほかは、読史備要による。
 飽田・託麻は現在の熊本市・上益城郡の一部で、当時の白川を境とし、その西および北を飽田郡、南および東を託麻郡とした。白川の河道は、鎌倉時代までは南流して緑川に注いでいたので、現在白川の南となる地域も飽田郡である。山本郡は現在の鹿本郡の南部であり、合志郡は菊池郡の南部地方である。下益城郡の豊福・小川は八代郡に属し、松橋・当尾は宇土郡に属していた。
 郡の下に里があり、その長を里長といい、有力な村落の長がこれに宛てられた。里は五〇戸ごとに置かれた行政村落で、自然村落ではなかった。運営上支障があり、霊龜元年（七一五）にはこれを郷と改め、その下に二、三の里をおくことになった。郷も設置当初の数は不明であるが、倭名抄によって一〇世紀初めの郷を次に表示する。

	鹿郡	
宗部郷	著人郷	玉名市東南部、旧八嘉村・伊倉町
大町郷	来民郷	玉名市北部、旧石貫村・玉名村？
大水郷	伊智郷	南関町（大津山あり）
江田郷	夜開郷	菊水町西部、玉名市北部、旧江田町
	緒緑郷	菊池群七城村、旧清泉村？
	津村郷	鹿本群旧来民町？
	神世郷	鹿央村の東部、田底村、植木町（旧吉松村に伊知坊あり）
	温泉郷	不明
	小野郷	山鹿市西北部、旧平小城・川辺村
		鹿本町（旧稲田村に津袋あり）
		不明
		山鹿市（山鹿湯町？）
		不明
城野郷		鹿本郡菊鹿村（旧城北村に木野あり）
水島郷		菊池郡七城村北部（旧磐村に水島あり）
幸家郷		同 同 西部（旧加茂川村に加恵）

	熊葦	
	北葦	
	分葦	
一四	宇土代	天球葦
		草磨北
一四	同（夜豆志呂）	同（阿之木多）
		同（安万久佐）
一四	同	球同
		同磨
一四	同	球同
		同磨
一四	同	葦北葦田、蘆北
		球摩、球磨
一四	同	求葦
		同麻北
一四	同	同
		同
一五	同	同
		同
一五	同	球蘆
		同磨北
一二	同	球葦
		同磨北

山 本 郡	合 志 郡	阿 蘇 郡	菊 池 郡
本 佐 殖 山 鳥 高 三 井 野 生 本 口 原 重 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷	鳥 口 鳥 山 小 合 取 益 島 道 川 志 郷 郷 郷 郷 郷 郷	阿 衣 知 波 曾 尻 保 良 郷 郷 郷 郷	柏 日 上 山 子 夜 原 理 甘 門 養 開 郷 郷 郷 郷 郷 郷
鹿本郡鹿央村西部、玉名郡菊水町東部？ 同 泗水町西武（旧田島村に佐野あり） 菊池郡西合志町西部（上生あり） 植木町山本（旧山本村に山本あり） 不明 植木町中部？ 不明	不明 泗水町（久米あり） 西合志村（西合志に鳥栖・野々島あり） 不明 旭志村（旧旭野村に小川あり） 菊池郡合志村竹迫又は西合志町（小合志あり）	一の宮町 高森町・白水町？ 長陽・久木野・山西、上益城郡矢部町東部？ 阿蘇町・小国町？	菊池郡七城村東部、菊池市南部（旧加茂川村に夜間あり） 同 同 中部 不明 菊池市中部（旧加茂川村に蟹穴あり） 同 同（旧隈府町に巨あり） 同 同東部（旧河原？）

益 城 郡	託 麻 郡	飽 田 郡
坂 加 子 当 本 西 按 麻 郷 郷 郷 郷	下 上 三 漆 波 桑 津 酒 井 島 宅 島 良 原 守 井 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷	蚕 市 下 殖 水 川 天 栗 私 小 加 宮 養 田 田 木 門 内 田 北 部 垣 幡 前 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷
下益城郡城南町西北部（旧杉上村に坂本あり） 同 益城町南部・御船町（加勢川あり） 上益城郡御船町（旧木倉村） 下益城郡豊野村（豊務村糸石に田馬あり）	熊本市田迎・木部？ 上益城郡嘉島町（上島あり） 同 十禅寺？ 熊本市本庄・春竹（本荘町に漆島あり） 飽託郡託麻村？ 熊本市大江町？ 熊本市大津森村	同 坪井方面（子飼町あり） 熊本市横手・春日・二本木（一駄橋あり） 飽託郡北部町（旧西里村釜尾に下田あり） 鹿本郡植木町 熊本市高橋町 同 河内芳野村 飽託郡西北部（鹿本郡旧桜井村に鏡田）

葦北郡	天草郡	八代郡	宇土郡	益城郡
巨野半桑葦 野行原北 郷郷郷郷郷	高恵志天波 屋家記草太 郷郷郷郷郷	豊肥小高木 福伊河田行 郷郷郷郷郷	大林桜諫 宅原井染 郷郷郷郷郷	宅富麻益 部神部城 郷郷郷郷郷
葦北町佐敷 同同(佐敷に桑原あり) 不明 田浦? 葦北町東南部(大野あり)	不明 不明 葦北町(旧志岐村あり) 本渡市 宇土郡三角町、天草郡大矢野町(三角町に波多あり)	八代郡鏡町(旧有佐村中野に小犬があつた) 本渡市妙見町(東川田あり) 下益城郡小川町 八代郡葦北村・宮原・鏡町 下益城郡松橋町南部・小川町北部(豊福あり)	下益城郡松橋町 宇土郡宇土町? 不明 不明	下益城郡城南町陣内? 不明 下益城郡甲佐・砥用町 下益城郡矢部町

球磨郡	川田郷
久米郷 球玖郷 人吉郷 東村郷 西村郷 千脱郷	水俣郷
湯前町・多良木町(多良木町に久米あり) 免田町・深田村? 人吉市 多良木西部・須恵村? 錦村西部・相良村(旧西村) 不明	八代市高田町 水俣市

(『熊本県の歴史』資料篇による)

家族の最小単位は「夫婦に子供数人」の一家族で、これを房戸と称した。同一血縁内にあるいくつかの房戸が、一人の戸主に統率された大家族を郷戸と云し、これを機械的に集めて、五〇郷戸を一里とした。今日熊本市本山町・平田町・近見町に合戸・木部町に南郷土、郷土などの地名が残っているのは、曾て郷戸があつたところであろう。一里を一〇保とし、郷戸五つで保を組織させ、一人の保長をおき、相互深索と口分田代耕、租調の代納などの義務を負わせた。

駅馬・伝馬 これは通信交通の制度であるが、その設置場所である駅は、一つの集落をつくっていた。中央と地方を結ぶ通信連絡手段が駅馬であり、国司の赴任、帰任など急を要しないときの交通に伝馬を利用した。駅馬は三〇里(現在の五里に相当)ごとに置き、伝馬は郡ごとに設けられた。伝馬は次第に廃され、平安朝になると、駅馬に併置されたものが多い。次に延喜式所載の駅を記載順に挙げよう。○は伝馬の併置されたものを示す。

- 1 ○大水 玉名郡南閑町
- 2 ○江田 玉名郡菊水町江田
- 3 坂本 阿蘇郡一の宮町坂梨

- 4 二重 阿蘇郡阿蘇町赤水
 - 5 蛟みのたけ 菊池郡大津町
 - 6 〇高原 鹿本郡植木町
 - 7 〇蚕こが養 熊本市子飼町
 - 8 〇球磨 下益城郡城南町隈庄
 - 9 長崎 宇土郡不知大町長崎
 - 10 〇豊向 下益城郡松橋町豊福
 - 11 高屋 八代郡宮原町
 - 12 〇片野かたの 八代市宮地町片野川
 - 13 〇朽網くつあみ 八代市二見町
 - 14 〇佐職 葦北郡葦北町佐敷
 - 15 〇水俣 水俣市
 - 16 〇仁王 水俣市仁王木
- 右の駅は、肥後を南北に縦貫する西海道本路、肥後国府から東行する阿蘇路、球磨駅から分岐する宇土路、佐敷駅から仁王駅を経て日向に至る日向路の各駅と考えられる。

(志方正和氏遺稿集による)

条里制 班田収授の法は六才以上の男子に田二反、女子にその三分の二、奴婢に良民男女の三分の一を授けて、その収益から徴税し、本人が死亡すると収公する土地制度であった。この法の実施のためには戸籍(庚午年籍)をつくり班田農民の居住する村組織の編成が必要であった。かくして生まれた行政村が里保戸の制であり、農村に班給する土地を公平に分配するためにとられた区画が条里制である。したがって条里制の遺構をたどることによって、当時の土地利用の実体と、行政村の構造を知ることができる。

条里制は、その地に残る古い水田地割や、条里、坪の数などによって知ることができる。以下各部についてその遺構を見ることにする。

玉名郡 菊池川と支流木葉川、錦川一帯の平野、玉名市下村の「唐ノ坪」(一〇

坪)、「十五」、安楽寺の「三十六」(三十六坪)がある。

山鹿郡 台地の脚線部に見られる。菊池川岸の平野は、荒地か沼沢地で、条里の遺跡を見ない。干田川の谷頭に「三十六」がある。

菊池郡 条里遺構は明瞭でない。迫間川北岸、菊池川南岸に条里地割があり、坪が残っている。合志川沿岸の田底村正清に「三十六」がある。

阿蘇郡 一の宮町、阿蘇町に残っている。阿蘇文書によると建徳三年(一三七一)に栗生里、坂俣里、河井里、北里、木村里、神田里、四条めぐり里、原里、五条里、五条上田里、南里、落河里、杓田里、宮河里など里名がある。これらの里名は一の宮町の一帯の地に比定できる。

熊本平野 熊本市近見町に「六条」が現存する。詫磨文書には長溝里、依津里、萩原里があり、現存画図町、春竹町方面の地名である。また元徳三年(一三三二)の文書に猪耳里、馬馳里、円嶋里、楠山里、武礼里、田嶋里がある。今の坪井川上流地域である。井芹川流域には池田町に「十六」がある。

益城郡 阿蘇文書によると天福二年(一二三四)に赤井川流域に若塩里、青木里、吉永里、恵那里、富油里、栗生里、川原里、田原里、味木里、横田里その他多くの里名がある。御船川流域には上島に「三十六」、「十六」、「十八」がある。城南町地方では相良文書元応二年(一三二〇)に島田里(城南町島田)、佐恵木里(才木)、生河里(碓)、榊里があり、一坪より三六坪まで記されている。

宇土郡 宇土市岩古曾に「八ノ坪」、古保里に「五ノ坪」、「三十六」があり、不知火町長崎に「ロノ坪」がある。阿蘇文書では応永十一年(一四〇三)郡浦庄地検帳によって、この庄の完全な坪名を発見できるし、山間の狭い地域にも条里制の跡が見られる。

八代郡 山麓線の平地部に見られる。豊野村浄水寺天長三年(八二六)の碑によって、三条荒佐里、十一条荒佐里、十二条荒佐里、江里、十二条苗溝里、十四条三家里などが知られる。現在の小川、有佐、竜峰、宮原一帯の地である。

球磨郡 錦村に三条、木上に「三ノ坪」がある。人吉市の嵯峨里は里名か。葦北郡、天草郡には未だ条里の遺跡を発見できない。

(熊本県史総説篇による)

第三節 荘園の成立と地方制度の変貌

大化改新は公地公民の原則を標榜し、令の田制はこの大原則によつたものであったが、実情は必ずしも原則どおりにはいかず、公地公民の制もどこかに例外を必要としなければならなかつた。殊に口分田の不足は開墾を促すこととなり、墾田の増加は、律令制を根底から揺るがすことになつた。口分田の不足が顕著になると、政府は奥羽に一〇〇万町歩の開墾計画を立てたが、養老七年（七二三）には三世一身の法を定め、さらに天平一五年（七四三）には墾田永代私有令を出して、開墾田の用益権を永久に認めることになつて、律令制の基本となる土地国有的原則が崩壊しはじめた。この法令の発布後、有力者や大社寺は、競つて開墾を行つて、土地の私有を進めていった。

墾田の開発者は中央に居住する者が多かつたので、現地には荘官を派遣し、事務所を設けて経営を行つた。この事務所を「庄」と称したところから、これを含むその土地を「何々庄」と称するようになり、荘園とは私有地をさすことになつた。令制においても位田・職田・神田・寺田は私有を認められていたが、墾田が増加するとこれが私有地の中心となるようになった。墾田は本来輪租田であつたが、その所有者は、用益権確保のために、その政治的地位を利用して免租をはかり、また国司や検田使の立入を拒否し不輸・不入権を獲得して、完全に私領化していった。墾田を中心とした荘園を自墾地系荘園と称したが、一〇世紀になると、地方の荘園領主も自有荘園の確保のために、荘園を中央の有力者に寄進し、自身は荘官として荘園の管理に当たり、荘園所有者の名義変更によつて、国司など権力者の圧迫に対抗していった。これが寄進地系荘園であり、これによつて荘園は急速に全国に増加していった。肥後の寄進地系荘園について一例を見よう。

鹿子木荘は現在熊本市北部地域で、井芹川と坪井川の上流にあたる。この荘園の根本領主（開発者）寿妙から子孫に伝えられたが、孫高方のとき国司の圧迫を

のがれるために応徳三年（一〇八六）大式実政（参議藤原実政）に寄進し、実政を領家とし、高方は預所となつた。領家職は実政の子孫に相伝されたが、曾孫隆通（願西）のとき後鳥羽上皇の皇女高陽門院に寄進してこれを本家とし、国司の圧迫に対抗した。この本家職はその後教王護国寺に寄進された。荘園は弘長式年（一二六二）井芹川流域の西荘と、坪井川流域の東荘に両分され、西荘の一部は元寇のころ井芹氏が領有しており、東荘のうら南山室の地頭職が大友能秀から三男直秀に譲られた。

荘園の造律が進むとともに、地方豪族による墾田や地方農民の私有地である名田が発達し、これらは荘園に施入して公租を免れ、また名田所有である名主は、自衛のために武装して武士化するものも生じた。荘園や名田が増加すると、班田農民はここに流入し、その耕作者となり、荘園領主や名主たちと特殊な関係を結ぶにいたり、公民は減少し令の地方制度は乱れてゆく。

律令制を崩壊させた他の一つに平安朝末期の知行国制がある。国司は受領と称され、一国の公租はその収入として与えられるもので、国司は一国の領主的存在となり、公領は国衛領と呼ばれて、知行主の私領化するに至つた。肥後についてこの例を見よう。

平安末の平民政権の基礎の一つはこの知行国である。平清盛は熊野本宮造営の賞として、保延三年（一一三七）中務大輔兼肥後守となり、以後安芸守に転ずるまで一〇か年間、目代を置いて肥後を治めた。そのころ肥後は知行国に扱われていたので、このときも肥後は清盛の有力な収入源となつたであろう。その後保元三年（一一五八）には大宰大式となり、仁安二年（一一六七）には従一位太政大臣となり、大功田として八代を得、球磨地方にもその所領が広がつた。

令制がかく乱れてくると、従来の行政村としての郷や里は、もはや存在の意義を失い、平安末期にはその姿を消し、これに代わつて地方の豪族を中心に結合した自然村が各地に成立し、これらは豪族の私有地の様子を呈することになる。